

神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱の一部改正について（案）

神戸市建築住宅局住宅管理課

1. 主旨

「神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱」は、神戸市営住宅の入居予定者及び入居補欠予定者の選定に関し必要な事項を定めるものです。

昨年12月に「神戸市ライフパートナー制度」が開始されたことに伴い、同制度によりライフパートナーとして宣誓を行った方を新たに同居親族として取り扱うため、要綱の一部改正を行う予定です。

2. 改正案の概要

○ 第2条（用語の定義）

- ・ ライフパートナーの定義を追加する。
- ・ 入居申込者のライフパートナー及び当該ライフパートナーの3親等内の親族を同居親族の定義に追加する。

○ 第4条（特定目的住宅の種類及び入居者の選定基準）

- ・ シルバーハイツ（世帯向）
入居申込者のライフパートナーを同居親族に追加する。
- ・ 母子・父子世帯向住宅
ライフパートナーのいる入居申込者は入居対象に含めない。
- ・ ペア住宅（子世帯）、多世代近居住宅（子世帯）
入居申込者のライフパートナーを同居親族に追加する。

3. 神戸市営住宅入居予定者等選定事務取扱要綱

別紙のとおり

4. 新旧対照表

別紙のとおり

5. 改正後の申込みが可能な世帯構成の範囲

別紙のとおり

6. 施行予定日

令和6年4月1日